

第3章 地方自治体（市）による企業支援施策について

第1節 総論

1 歴史

（1）起源及び経緯

前章で触れたとおり、米国連邦憲法の規定からすると、「地域の経済振興」は専ら州の権限であるということから、地方自治体（市）における経済振興施策の歴史は連邦政府同様に長くない。

その起源を特定することは困難であるが、「Upjohn Institute」という民間の経済関係シンクタンクがまとめた報告書¹⁵がその流れを的確に表現しており、以下それを引用することとする。

その報告書によると、地方自治体における経済振興施策の起源は 1930 年代であることのようにある。1930 年代に米国北部に集中していた企業の製造工場等を南部に誘致するために、米国南部に位置するミシシッピ州内の地方自治体が精力的な活動を始めた頃がその発端であるようだ。

当時使われた手法を「第一の波」と表現し、その後「第二の波」を迎え、現在は「第三の波」と表現されたものに属すようである。以下、3つの波について記述する。

①第一の波

まず、最初の流れとしては、前述の 1930 年代に起源を持ち、その後 1960 年代まで隆盛を極めたもので、金銭的インセンティブを活用することにより企業の工場や支店を誘致するというものであり、それに係る費用及びリスクは 100%地方自治体が負うというものであった。

②第二の波

1970 年代に入ると、米国経済は不況に陥り、企業誘致は行き詰まりを迎えていた。産業の構造変化の過渡期中、各地で新たな産業が生まれていた。そんな中、新たな産業を生み出す原動力として、起業家、中小企業及び地域内の既存企業などに注目が集まり、経営技術支援、コンサルタント等の情報・技術支援が盛んとなり、1980 年代頃まで続いた。

③第三の波

1970 年代頃から活用され始めた「第二の波」による手法は、「第一の波」による手法を越えることは出来ず、地方自治体は依然として金銭的インセンティブによる企業誘致競争に明け暮れていた。

しかし、1980 年代から 1990 年代前半にかけ、その種の経済振興施策は一部の企業にしか恩恵をもたらさないという政治的な批判を受け、後退した。さらに 1990 年から 1991 年までの不況により地方自治体は軒並み経済危機に陥り、経済振興施策の予算額が大幅

¹⁵ FEDERAL POLICY TOWARDS STATE AND LOCAL ECONOMIC DEVELOPMENT IN

に削られた。

そのような状況の中、限られた予算の中で練りだされたのが第三の波による手法である。第一の波及び第二の波による手法を組み合わせながら、かつて地方自治体が 100% 負っていた費用及びリスクを市中銀行等と折半するなど市場原理を巧みに絡めることにより、最小の経費で最大の成果を上げることを目指すというものである。

現在地方自治体が行っている経済振興施策、多かれ少なかれこの「第三の波」による手法を用いているようである。

(2) 最近の傾向

シンクタンクであるワシントン・コアが調査したところによると、米国の地方自治体は、1990 年代後半から地域単位で民間企業育成を行うための専門部署や非営利機関を創設し、積極的に民間企業、特にスタートアップにとって魅力的なビジネス環境をつくる努力を続けているようである。

その形態としては、主にハイテク及びバイオ分野における起業家、零細企業及び中小企業を支援することを目的に、融資及びインキュベーション・サービスなどを提供するというものである。

なお、外部からの企業の移転を促進するための税優遇制度などは依然として一般的ではあるが、地域の民間企業育成に力点が置いた様々な施策が最近の傾向のようである。

そうした傾向を踏まえながら、一般的な地方自治体（市）における経済振興施策の特徴を記述した後、民間企業支援を積極的に行っている都市として、マサチューセッツ州ボストン市、メリーランド州ボルチモア市及びカリフォルニア州サンディエゴ市の 3 都市をケーススタディとして取り上げる。

2 実施内容

(1) 実施主体別類型

米国の「市」による民間企業支援は、主に、①地方自治体内の地域経済振興担当部署、または、②地方自治体や地元民間企業から資金支援を受けて独自に企業支援を実施する非営利機関、の 2 種類の組織形態によって行われている。

どちらの機関も、起業家や地元企業に対する低金利の融資、起業や企業経営に関するコンサルティングといったサービス提供を中心としており、これら 2 種類の組織が提供するサービスの内容にあまり違いは見られない。

米国主要都市のほとんどでは、市役所の中に民間企業支援の専門部署を設けられているが、地方自治体にそのような組織がない唯一の例外が、メリーランド州ボルチモア市で、同市では、独立非営利団体が民間企業支援を行っている。

ア 地方自治体内に専門部署を設置する組織形態

米国主要都市自治体では、各市で名称は異なるものの、地域経済活性化を目指して民

間企業支援を担当する専門部署が設けられている。

これらの部署では、企業の移転支援、グラント、雇用創出インセンティブ、専門家によるコンサルティング、従業員へのトレーニングなどを提供し、特に、低金利融資、マイノリティ・女性が経営する企業やスタートアップ企業を対象とする資金調達支援を積極的に行う部署が多く見られる。

なお、ケーススタディとして取り上げる予定のボストン市、サンディエゴ市及びボルチモア市の3都市を含む米国内の主要都市19市における民間企業支援の担当部署について、ワシントンコアが作成した表を次ページにおいて掲載しているので参照されたい。

図表 1 米主要都市の地方自治体内に設けられている民間企業支援の専門部署

都市	部署名
マサチューセッツ州ボストン市 (Boston)	ビジネス開発局 (Office of Business Development)
メリーランド州ボルチモア市 (Baltimore)	地方自治体内に特に該当する専門部署なし
カリフォルニア州サンディエゴ市 (San Diego)	経済開発局 (Economic Development Division)
アリゾナ州フェニックス市 (Phoenix)	コミュニティ・経済開発課 (Community and Economic Development Department)
ミネソタ州ミネアポリス市 (Minneapolis)	ミネアポリス・コミュニティ開発局 (Minneapolis Community Development Agency)
カリフォルニア州サンフランシスコ市 (San Francisco)	サンフランシスコ再開発局 (San Francisco Redevelopment Agency)
ワシントン州シアトル市 (Seattle)	経済開発オフィス (Office of Economic Development)
イリノイ州シカゴ市 (Chicago)	計画・開発課 (Department of Planning and Development)
フロリダ州マイアミ市 (Miami)	経済開発課 (Department of Economic Development)
テキサス州ダラス市 (Dallas)	経済開発課 (Economic Development Department)
テキサス州オースティン市 (Austin)	経済成長・再開発サービス・オフィス (Economic Growth and Redevelopment Services Office)
テキサス州ヒューストン市 (Houston)	住宅・コミュニティ開発課 (Housing and Community Development Department)
ウィスコンシン州マディソン市 (Madison)	ビジネス支援オフィス (Office of Business Assistance)
コロラド州デンバー市 (Denver)	経済開発・国際貿易オフィス (Office of Economic Development and International Trade)

ユタ州ソルトレイク市 (Salt Lake City)	コミュニティ・経済開発 (Community and Economic Development)
オレゴン州ポートランド市 (Portland)	開発委員会 (Development Commission)
テネシー州ナッシュビル市 (Nashville)	経済・コミュニティ開発局 (Office of Economic and Community Development)
ノースカロライナ州ダラム市 (Durham)	経済・雇用開発局 (Office of Economic & Employee Development)
ノースカロライナ州シャーロット市 (Charlotte)	経済開発オフィス (Office of Economic Development)

出典：ワシントンコア作成資料

イ 地方自治体内に専門部署を設置する組織形態

米国内の都市では、民間企業支援を担当する非営利団体を地方自治体が成立・運営するケースも見られる。ボルチモア開発社（Baltimore Development Corporation: BDC）や、サンディエゴ地域経済開発社（San Diego Regional Economic Development Corporation: EDC）、またシカゴ市のワールド・ビジネス・シカゴ（World Business Chicago）がその例である。

機関運営資金の出所は、地方自治体や地元の民間企業など、各機関の定めによって異なるが、このような非営利団体においても、主に企業の移転支援、マーケティング及びネットワーキングなどといったサービスを提供している。

ボルチモア市に関しては、地方自治体内に経済開発を専門とする部署が存在しておらず、非営利のボルチモア開発社が市内の民間企業支援を全面的に担当している。

（２）企業支援施策別類型

ア 金銭支援関連

（ア）税金関係

米国では、連邦・州・郡・市、そしてその他地方自治体などに課税権が与えられているが、市などの地方自治体に課税権があるのは、財産税や学校税、物品売上税が中心となっており、企業支援に関係するような税制優遇措置を地方自治体が設定するのは困難であるというのが現状である¹⁶。

このため、企業支援を目的とした税制優遇措置は、連邦・州政府が指定している「強化地区・エンタープライズコミュニティ」や「貿易地区（Foreign Trade Zone）」といった特別地域内で事業を行う企業を対象に行われている場合がほとんどである。オースティン市やデンバー市、ボストン市、ボルチモア市など多くの市が「強化地区」として連邦・州政府によって指定されており、これら市内の特定区域で事業を営む企業に対して、税優制度が導入されている。

¹⁶ <http://info.ginga.com/benricho/tazation/taxation.html>

市が税制優遇措置を独自に設定している例として、フロリダ州マイアミ市がある¹⁷。同市では、エンタープライズコミュニティ内のスタートアップ企業や、事業拡張計画を有する地区内企業に対して、従価（Ad valorem¹⁸）に応じて税制優遇措置を認める制度を 2003 年 1 月に導入したところである。

（イ）助成金関係

雇用創出を図るため、従業員数を増やした企業に対して報奨金を支給するという市もある。

ダラム市においては、市内の指定地域で従業員数が増えた企業に対し、市が報奨金として、新規採用者 1 人につき 2,500 ドルを供与している¹⁹。

イ 資金調達支援関連

地方自治体が提供する代表的な資金調達支援手段金銭的として、低金利融資が挙げられるが、このような施策を実施する都市としては、ノースカロライナ州ダラム市やカリフォルニア州サンフランシスコ市などが上げられる。

例えばダラム市では、都市中心部において、事業所新築・改修工事や、他企業の買収を行う企業に対して、市の経済・雇用開発局が低金利のローンを提供する他、市内中小企業や、連邦・州政府が指定した強化地区内で事業を運営する企業に対しても、同様のローン・プログラムを実施している。

一方、サンフランシスコ市では、通常の機関投資家が敬遠しがちな小規模（従業員が 5 人以下）のスタートアップ企業を対象に「マイクロ事業ローン・プログラム」を実施しており、最高額 2 万 5,000 ドルまでの貸付が行われている。²⁰

その他、事業拡大を行う零細企業及び中小企業、市が指定する区域の企業に対するローン・プログラムも実施されている。

アリゾナ州フェニックス市は、自営業者やスタートアップの企業、または市内における製造業関連の工事や配備作業といった作業を対象に低金利のローン提供を行う他、中小企業の出資者に対し、出資金額の 25~50%、最高 15 万ドルまで保証するプログラムを実施している²¹。

ウ 情報・技術支援関連

（ア）情報センター等による支援

a 情報・技術提供

企業に対するコンサルティングも市が行うサービスの 1 つである。例えば、ワシン

¹⁷ <http://www.ci.miami.fl.us/economicdevelopment/BusinessIncentives/TaxExemp.asp>

¹⁸ Ad valorem とは、商品や資産への課税方式で、例えば不動産の面積や不用品の重量によってではなく、その評価額に基づく評価方法を意味する。

¹⁹ <http://www.ci.durham.nc.us/departments/eed/jobincentivecopies.pdf>

²⁰ サンフランシスコ市 URL : http://www.sfgov.org/site/business_index.asp

²¹ フェニックス市 URL : <http://phoenix.gov/ECONDEV/index.html>

トン州シアトル市²²では、独立非営利機関のシアトル・キング郡経済開発委員会（Economic Development Council of Seattle & King County）が、市内で事業拡大を考えていたり、シアトル市に移転を計画している企業に対して、各企業の相談内容に適したコンサルティング・支援を行っている。

その他、同委員会では、シアトル市と周辺地域における商業関連の統計データ及び経済状況に関する情報、営業許可証取得及び資金調達の方法についてなど、幅広い情報とアドバイスを提供している。

類似のサービスは、コロラド州デンバー市²³においても提供されており、特に営業許可証取得のガイドや支援が積極的に行われている。

フェニックス市は、市内で起業を考える起業家に対し、移転先地域の選択に関してもアドバイスや情報を提供している。

技術支援もコンサルティングの一環として積極的に行われている。シアトル市では、環境拡張サービス（Environmental Extension Service）を提供し、省エネ、汚染防止及び土壌浄化作業などに関する支援を実施している。

b 業務提供

雇用創出を図るため、従業員数を増やした企業に対してトレーニング・プログラムを提供する市もある。

テネシー州ナッシュビル市は、経営者と従業員に対する教育プログラムを実施するほか、「ファースト・トラック（FAST TRACK）」と呼ばれる起業家育成のトレーニング・教育プログラムを行い、マイノリティや女性の起業家育成にも力を入れている。

フェニックス市では、従業員トレーニングにかかる費用を市が負担し、従業員のための保育所施設を整備するなどしている。

（３）経済振興施策別類型

ア 雇用創出支援

雇用創出を図るため、従業員数を増やした企業に対して報奨金や恩典（手数料やその他事業関連でかかる費用の免除など）を供与したり、またトレーニング・プログラムを実施する市もある。

テキサス州オースティン市では、市が指定する区域内で、新しく従業員を雇用した企業に対して事業関連の各種手数料の免除を認めたり、企業周辺の交通システムを優先的に改善したりしている²⁴。

また、ダラム市でも、市内の指定地域で従業員数が増えた企業に対し、市が報奨金として、新規採用者 1 人につき 2,500 ドルを供与している²⁵。

その他、テネシー州ナッシュビル市は、経営者と従業員に対する教育プログラムを実

²² シアトル市 URL : http://www.cityofseattle.net/economicdevelopment/pages/doing_biz.htm

²³ デンバー市 URL :

<http://www.denvergov.org/moedit/moed.asp?section=about&page=section&link=programs>

²⁴ オースティン市 URL : <http://www.ci.austin.tx.us/smartgrowth/incentives.htm>

施するほか、「ファースト・トラック (FAST TRACK)」と呼ばれる起業家育成のトレーニング・教育プログラムを行い、マイノリティ及び女性の起業家育成にも力を入れている。

フェニックス市では、従業員トレーニングにかかる費用を市が負担したり、従業員が子供を預けることができる保育所施設の整備を行っている。また、連邦政府による国防関連プロジェクトの下請け受注に成功した市内の企業に対して、税額控除などの支援も実施している。

イ インキュベーション、ビジネスパーク

中小企業やスタートアップ企業を対象に、インキュベーション・サービスやビジネスパークを提供している市も多い。インキュベーション・プログラムを実施している市の代表として、テキサス州ダラス市²⁶やメリーランド州ボルチモア市がある。

どちらも、インキュベーション入居資格があるのは、市内のハイテク・スタートアップ企業と定めており、事務サービスやネットワーキング機会の提供などといった入居企業に対するサービスも充実している。

ダラス市には、ビル・プリースト・インスティテュート・ビジネス・インキュベーター (Bill J. Priest Institute Business Incubator) という、ハイテク・スタートアップ企業が起業後 4 年間利用できるインキュベーション施設が設置されている。同施設は、専門家による経営管理支援や、スタッフの研修など、様々なサービスを提供しており、総面積は 2,700 平方メートルとなっている。

なお、ボルチモア市のインキュベーション・サービスとビジネスパークについては、ケーススタディとして後述する。

ウィスコンシン州マディソン市では、連邦政府・地方自治体・民間企業が協力して、「クリーン・シティー・プログラム (Clean Cities Program)」を実施しており、代替燃料を利用するなど、積極的に環境保護や汚染除去に取り組む企業だけが入居できるビジネスパークが設立されている。同プログラムに参加する企業は、税額控除などの特権が付与されるビジネス・パークで事業を行うことができる。

ウ 女性・マイノリティに対する起業・事業運営支援

米国特有の傾向として、女性やマイノリティ²⁷に対する起業・企業経営支援が盛んであることを挙げることができる。

ミシガン州デトロイト市、サンフランシスコ市、シアトル市、イリノイ州シカゴ市、ダラス市、ナッシュビル市と、主要都市ほとんどでこのような支援プログラムが実施されており、トレーニングやセミナーの開催、情報提供などが行われている。

サンフランシスコ市では、マイノリティの中でも、アジア・太平洋諸島からの移民に

²⁵ <http://www.ci.durham.nc.us/departments/eed/jobincentivecopies.pdf>

²⁶ ダラス市 URL : http://www.dallascityhall.com/dallas/eng/html/development_.html

²⁷ マイノリティとは一般的に、米国に住むアフリカ系・アジア系・ラテン系アメリカ人と、先住アメリカ人を指す。

限ったビジネス・ローン・プログラムを実施しているが、これは市内にアジア系の移民が多く在住していることが理由と考えられる。

このような女性やマイノリティへの配慮のほかにも、身体障害者や低所得層人口に対するトレーニングやその他サービスも行われており、このようなサービスを実施する代表的な市としては、シアトル市を挙げることができる。

エ 元犯罪者のトレーニング・雇用促進

シカゴ市やボルチモア市では、犯罪歴を有する人材の社会・職場復帰を支援する人材開発トレーニング・プログラムや、元犯罪者を雇用する企業への税制優遇などが実施されている。

この背景には、シカゴ市やボルチモア市が、米国内の凶悪犯罪（殺人、強姦、強盗、暴行）の全国平均発生数である人口 10 万人当たり 506.1 件（2001 年 FBI 調べ）の 3~4 倍となる犯罪数をそれぞれ記録している事実がある（シカゴ市では年間人口 10 万人当たり 1,630.6 件、ボルチモア市では同 2,469.8 件）。

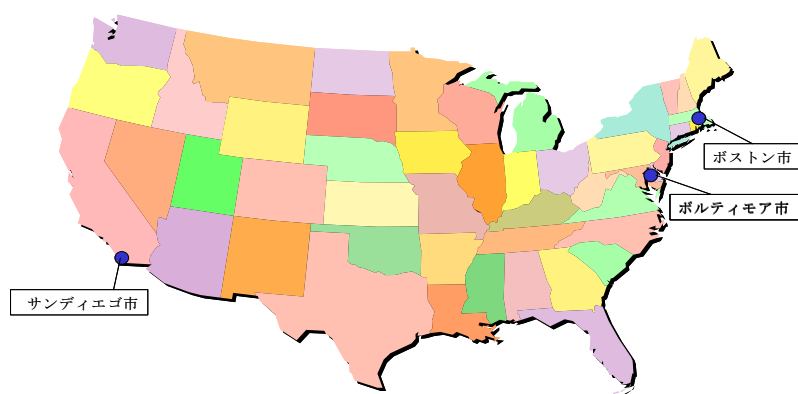
元犯罪者を矯正し、社会復帰を支援することで、地域の犯罪率を下げるとともに、経済振興にも寄与すると期待されている。

第 2 節 各論 ～ 3 都市におけるケーススタディ～

ここでは、民間企業支援に積極的に取り組む地方自治体のケーススタディとして、マサチューセッツ州ボストン市、メリーランド州ボルチモア市、そしてカリフォルニア州サンディエゴ市の 3 政府の活動を紹介する。

ボストン市は、周辺の名門大学が輩出するスタートアップの支援、また、ボルチモア市においてはハイテク・バイオ企業のインキュベーター、そしてサンディエゴ市では中小企業支援を専門とする機関の設置など、地域経済とコミュニティのニーズに合った民間企業支援が行われている。各都市の位置と統計的な概要は、図 1 と表 2 の通りとなっている。

図 1 各都市の位置²⁸



²⁸ ワシントン・コア作成資料より。

表 2 ケーススタディで取り上げる 3 市の概要

	ボストン市		ボルチモア市		サンディエゴ市	
市長	トーマス・メニーノ (Thomas M. Menino)		マーティン・オマーリー (Martin O'Malley)		ディック・マーフィー (Dick Murphy)	
面積	112km ²		199km ²		877km ²	
人口	59 万人		65 万人		122 万人	
人口 密度	5,268 人/km ²		3,266 人/km ²		1,391 人/km ²	
人種 の 割合	白人	54 %	白人	32 %	白人	54 %
	黒人	25 %	黒人	64 %	黒人	9 %
	アジア系	7 %	アジア系	2 %	アジア系	13 %
	ラテン系	14 %	ラテン系	2 %	ラテン系	24 %
1 世帯 平均 年収	2 万 9,180 ドル		3 万 4,500 ドル		4 万 5,041 ドル	
URL	http://www.cityofboston.gov/		http://www.ci.baltimore.md.us/		http://www.sannet.gov/	

出典：ワシントンコア作成資料²⁹。

以下のセクションでは、参考として取り上げた 3 市における企業支援の実態を記述している。企業支援の活動内容としては、低金利ローンやリソース提供が目立っているが、その他にも、技術支援やインキュベーションなど、幅広い企業支援が行われていることがわかる。(表 3 参照)

表 3 3 市の企業支援活動内容

	企業支援を行う組織	企業支援活動内容
ボストン市	- ビジネス開発局 - ボストン地方開発団体 - ボストン産業開発財務局	- 低金利ローン - グラント - 中小企業資金調達援助 - 企画、マーケティング支援 - 技術支援・財務関連のリソース提供
ボルチモア市	- ボルチモア開発社	- 低金利ローン - バイオ・ハイテク企業インキュベーション - コンサルティング・サービス提供 - ビジネスパーク - 指定地区における税制優遇
サンディエゴ市	- 経済開発局 - サンディエゴ地域経済開発社 - エムテック - 中小企業オフィス	- 低金利ローン - グラント - 企業誘致 - 事業拡大・許可証取得など支援 - 資金プール・マーケティング活動 - 各種情報・リソース提供

出典：ワシントンコア作成資料

²⁹ 時点は平成 13 年度のものである。

1 ボストン市

(1) 都市の概要

京都市の姉妹都市であるボストン市は、市内にボストン大学 (Boston University)、また、郊外にも全米トップ校として有名であるハーバード大学 (Harvard University) やマサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institute of Technology: MIT) を擁しており、優秀な卒業生を輩出する他、研究開発活動も盛んであることから、IT やバイオなどのハイテク企業が数多く集積している。

ボストン市では、このような地理的条件を活かしてバイオテック部門のクラスターを強化するべく 2004 年より 4 つの地域においてこの部門のさらなる集積を目指す一方、ベンチャー企業の育成にも取り組むことで、市内の経済活動の振興に積極的に取り組んでいる。

(2) 経済施策実施内容

ア 実施主体別内容

ボストン市で行われている企業支援への取り組みを、実施団体別に取り上げている。まず、ボストン市政府のビジネス開発局 (Office of Business Development) の活動をまとめたのち、州及び市が出資するボストン再開発公団 (BRA) を取り上げる。

その後、ボストン再開発公団 (BRA) の下部組織であるボストン地方開発団体 (Boston Local Development Corporation: BLDC)、民間企業を機関投資家に紹介し、各種書類作成を代理するボストン産業開発財務局 (Boston Industrial Development Financing Authority: BIDFA) の 4 つの組織の活動について取り上げる。

(ア) ビジネス開発局

ボストン市政府内では、ビジネス開発局が、市内の民間企業支援を担当する専門部署となっている。1998 年に設立されたビジネス開発局は、以下のような 5 つの目標を掲げて活動を行っている。

- ・スタートアップ企業の創出や既存企業における事業拡大、市経済の健全さの維持に必要なガイダンスや技術リソースをタイムリーに提供。
- ・生存能力の高い企業の育成。
- ・ボストン市内商業地域の活性化と管理の促進。
- ・ボストン市と市郊外において企業が事業を行いやすいビジネス環境を整備し、企業誘致・維持に向けた戦略的な活動を実施。
- ・施設整備や会議開催に対するグラント供与を行うことで、地域密着型の企業を支援。

具体的な活動として同局は現在、合計 9 つのプログラムを実施しており、の内容は表 4 のようになっている。

表 4 ポストン市ビジネス開発局によるプログラム一覧

プログラム名	内容
ボストン再構築 (ReStore Boston)	- 外観美化のためのグラント、専門家による建築デザイン・サービスを提供
非営利機関とのパートナーシップ	- 非営利機関に施設インフラ改善のためのグラントを提供
コミュニティ・チャレンジ	- ボルチモア市内のコミュニティ・サービスや、その他コミュニティ活性化を目的としたイベントのためのグラント
商業用不動産・ビジネス開発	- 連邦政府の住宅・都市開発省をとおした融資プログラム
ビジネス技術支援	- 財務管理、会計、在庫管理、マーケティングといった分野において、専門家による技術支援を提供
ビジネス・リクルート	- 中小企業の誘致プログラム
デザイン・サービス	- 事業や不動産物件の所有者に対し、外観美化のためのデザインや小売店の内装改善を支援
強化地区・エンタープライズコミュニティ	- 指定地域に所在する企業に対する融資プログラム
メインストリート地区プログラム	- メインストリート地区近辺の企業に対し、技術支援やグラントを提供

出典：ワシントン・コア作成資料

ボストン市ではこれらプログラムの中でも、特に、ベンチャー企業や起業家に対する技術支援を行うことに力を入れ、市経済の再活性化と雇用創出を目指している。

技術支援を担当しているのは、ビジネス開発局が 1998 年に開設したビジネス・アシスタンス・センター (Business Assistance Center) である。同センターの職員はビジネス・アシスタンス・チーム (Business Assistance Team) と呼ばれており、ビジネス開発局職員も出向している。

なお、ビジネス・アシスタンス・センターが企業経営者や起業家向けに行う活動は、以下のようなものとなっている。

- ・ 企画、マーケティング戦略、財務管理など、中小企業経営者・管理者に必要な知識やリソースの提供 (技術支援)
- ・ 民間金融機関がボストン市と提携して行なっている中小・ベンチャー企業向け融資サービスに関する情報提供・照会
- ・ 民間、公共の金融機関 (ボストン市政府関連団体以外も含む) に関する情報提供
- ・ ビジネス開発セミナー開催や報告書出版を行い、企業経営・起業に関する知識の普及中でも最も重要となるのが中小企業に対する技術支援で、それらは具体的に表 5 のようになっている。

表 5 ビジネス・アシスタンス・センターが行う中小企業技術支援

事務処理	- 経理・会計 - オンライン・システムの設定 - 人事管理
開発	- 売り上げ・収益・キャッシュフローの見積もり - ローン申請手続き支援 - 財務証票・報告書作成支援 - ビジネスプラン作成支援 - ビジネス許可書申請手続き支援
マーケティング	- ブランド・イメージの確定 - 広告・宣伝戦略 - 市場調査などに関する教育・研修
計画	- インテリア・デザイン（照明、レイアウトなど） - 店頭の外装改善

出典：ワシントン・コア作成資料

ビジネス・アシスタンス・センターで各サポートを受けようとする企業・個人は、まずセンターで面談の予約をする必要がある。面談では、担当のセンター職員が、事業内容や将来計画を分析した上で、支援プログラムを選択したり、支援提供元としてより適切な機関に照会を行ったりする。

ビジネス・アシスタンス・センターは、年間平均およそ 85 件のワークショップを開催し、60 件の技術支援プロジェクト、そして資金集めを目的とした 25 件のプロジェクトを実施している³⁰。

同センターでは、ボストン市内で企業支援関連事業を行う以下の様な 9 機関とパートナーシップを組んでおり、センター職員が適切と判断した場合は、これらの協力機関が企業支援を引き受けることになる。

次ページにて上げる機関の多くは名前からも分かるように、より特化したサービスを提供しており、これらの機関が問題を抱える企業に技術支援を行うことで、企業・経営者のニーズによりあった効果的・効率的なスタートアップ・中小企業支援が実現されることになる。

- ・女性事業センター³¹ (Center for Women and Enterprise: CWE)
- ・コミュニティ・ビジネス・ネットワーク³² (Community Business Network: CBN)
- ・ユダヤ人職業サービス³³ (Jewish Vocational Services: JVS)
- ・退職済み重役サービス³⁴ (Service Corps of Retired Executives: SCORE)

³⁰ 2002 年度ボストン市ビジネス開発局財務報告書

³¹ 女性エンタープライズ・センターは、起業による女性の経済的自立を支援し、トレーニングなどを提供する非営利団体である。

³² CBN は、低所得コミュニティにおけるビジネス開発を支援する非営利団体である。

³³ ユダヤ人職業サービスは、ユダヤ人を中心として国際的に社会福祉サービスを行う非営利団体、国際ユダヤ人職業サービス協会の一部となる非営利団体である。

³⁴ SCORE は、市内における起業を促進するため、ワークショップやカウンセリングを行う。

- ・近所でビジネス³⁵ (This Neighborhood Means Business!: TNMB)
- ・アクション³⁶ (ACCION)
- ・米中小企業庁 (US Small Business Administration: US SBA)
- ・米総務庁 (General Services Administration: GSA)
- ・マサチューセッツ大学ビジネス・アシスタンス・センター (Umass Minority Business Center)

この 9 機関の中でも、女性事業センターは、女性起業家の支援に特化した機関で、設立は 1995 年、連邦省庁の 1 つである中小企業庁の資金支援によって設立された非営利機関である。

女性事業センターでは、女性起業家への教育、トレーニング、資格取得支援などを提供するほか、資金調達や融資に関するアドバイスも行っており、企業立ち上げに必要なサポートを包括的に提供している。1995 年以降、同センターのサービスを利用した女性起業家は 5,000 人以上に上っている。

女性事業センターにおける活動は主に、①トレーニング、②財務、③ネットワーキング、④資格取得支援の 4 本柱となっており、女性の起業への意識啓蒙を図るための無料イベントも毎月 1 回開催している。

「トレーニング・プログラム」は、ビジネスプランニングや税制、規制、電子商取引、市場調査、経理や会計の基本や財務管理に関するワークショップが中心となっている。

「財務プログラム」では、融資の申請手続きの指導や、ビジネス・コンサルティングを提供している。

起業家同士、または将来のクライアントとなる人材との交流を図るために行われているのが「ネットワーキング・プログラム」である。このプログラムでは、朝食会の開催や毎月 1 度のミーティングが活動の中心となっている。

最後に、「資格取得プログラム」は、ニュー・イングランド地方（マサチューセッツ州他 5 州を含む）に所在する企業に対し、「女性企業証明書」の発行申請に関わる業務の支援を提供するものである。

「女性企業証明書」は、非営利の国立女性企業カウンスル (Women's Business Enterprise National Council: WBENC³⁷) が発行するもので、従業員の 51% が女性である企業のみが資格がある。証明書を獲得した企業は、ボストン市のマイノリティ・女性事業局 (Minority and Women Business Enterprise Office: M/WBE) のリストに無料で掲載される。このリストは市内の各政府機関や起業に配布されるため、掲載されることで地元機関や企業の間での認知度を高めることができるというメリットがある。

³⁵ TNMB は、スタートアップや地元の中小企業のオーナーに実践トレーニングを提供する。

³⁶ アクションは、非営利のコミュニティ開発機関で、自営業の個人に 500 ドルから 2 万 5,000 ドルのビジネス・ローンを提供している。アクションは他に、ビジネス教育やトレーニング、ネットワーキングの機会を提供している。

³⁷ WBENC は、全米で女性企業の発展を促進する非営利団体である。

イ ボストン再開発公団 (BRA) ³⁸

BRA は 1957 年、ボストン市及びマサチューセッツ州によりボストン住宅公社に代わって設立された団体であり、市の経済振興施策の実質的な役割を担っている。

(ア) 組織の目的

a. 使命

地域住民と共同し、市の歴史に敬意を払いながら、市の将来を計画していく。

b. 方針

市に住むすべての人々にとって、より豊かで、快適で、美しい都市を形作っていくため、住宅地域、市街地中心部に、物理的、社会的及び経済的な変化をもたらすべく、様々な事業を実施する。

(イ) 組織の特徴

a. 市の多様性を積極的に取り入れる

常勤職員約 372 人 (2004 年) のうち、約 41% が有色人種により構成され、また全体の約 45% を女性が占めるなど、市の民族多様性及び女性の活力を積極的に取り入れている。

b. 経済振興を都市計画という側面からも考える

その前身であるボストン住宅公社から 1960 年、都市計画委員会の権限を引き継いで以後、都市計画、経済振興及び近隣住民の人的資源開発という 3 つの部門を包括的に取り扱う全米でも珍しい団体であり、そのことにより、経済振興施策を都市計画及びコミュニティ発展という観点からも考えることを可能にしている。

つまり、都市計画により都市における空間を最適に利用するためのビジョンを策定することが出来、経済振興によりその空間における雇用創出及び経済的發展を媒介し、人的資源開発により近隣住民が雇用を確保する上で必要となる技術等を身につけるための研修機会を提供することで包括的な都市の発展に寄与することをその目的としているのである。

c. 専門家からなる強力な調査部門の存在

BRA には、エコノミスト、人口統計学者、建築士、その他エンジニアなどの専門家集団からなる調査部が存在する。

市の経済現況について人口、雇用、住宅、商業施設、観光客等さまざまなパラメーターにおける実績数字を拾い上げ、ニーズ分析及び予測を行っている。

つまり、雇用と住居と交通との相関関係、レストラン、リテーラー (小売業者)、ホテル、オフィススペースの相関関係等分析し、都市が中長期的なバランスを考えた提案を政策立案者に定期できる体制を整えている。

調査部に勤めるチーフ・エコノミストの話によると、このような調査部門を持っているのは BRA だけであるそうであり、そのことを誇りにしている反面、短期的な課題

³⁸ ボストン再開発公団 (BRA) は、1957 年にマサチューセッツ州法 (Chapter 121B, Section 4: 1957. Chapter 652, section 12: 1960) によって設立された公団であり、市政府ではない。

を優先しがちな市長などの政治家に中長期的な視点を持ってもらうことが非常に困難であることには少々不満な様子であった。

(ウ) 主な実施事業

a. Lifetech プロジェクト³⁹

ボストン市は医療産業が集積している地域であり、12 億ドルもの NIH（国立衛生研究所）資金がボストン市内の医療研究機関及び医療関連企業へ投資され、2001 年には 10 億ドルのベンチャー・キャピタル資金が市内の医療関連企業に投資されており、現行の医療産業集積地域は過密状態であり、敷地等がニーズに追いつかない状況であった。

そうした状況を放置しておくことは、さらなる医療関連企業の進出を妨げ、ひいては医療関連企業の流出を招きかねないことから、2004 年から Lifetech プロジェクトが始められた。

このプロジェクトは、バイオテック企業を支援することにより今後 10 年間で約 10,000 人の雇用を創出することを目的にしたもので、市内の指定された 4 箇所において実施されている。

実施内容としては、企業への投資、資金融資支援、許認可過程における企業支援及び交通インフラ等の整備などを行っており、BRA はもちろんのこと、ボストン市等様々な組織から集められたスペシャリストにより編成されるプロジェクト・チームにより事業が展開されている。

b. Onein3 Boston⁴⁰

ボストン市は大学が多く集積し、学生が多いことから、他都市と比べ若者の数が多い。ちなみに市内には 4 校の公立大学と 32 校の私立大学の計 36 校の大学が立地し、学生総数は 135,125 人であり、総人口 589,141 人のうち約 20%強を占める。

そのことは市の特徴であると共に、良い面と悪い面がある。悪い面としては、慢性的に住宅不足である市内において高騰した家賃を学生が維持しているということがまず挙げられる。学生は親の資本により賃料を払うため、家主は喜んで学生に貸し出し続けて高騰した家賃を維持したがる傾向にあり、市内で働く会社員が到底払える家賃水準ではなくなっている。

また、大学等の教育機関は非営利団体であり、固定資産税等を支払う義務がなく、学生も税金を支払う義務がないため、市の歳入という観点からみると、大学及び学生の占める割合が大きいと言うことは市にとって大きな痛手でもある。

しかし、大学及び学生が多いということは勿論悪い面ばかりでもない。大学は市における最大の雇用主の一つであり、教職員等 24,000 人以上の雇用を維持し、13 億 2 千万ドルが賃金として支払われている。さらに学校の運営経費は総額で 31 億ドルもあり、そのことは教育産業を市の主要産業の一つとしている。

³⁹ Lifetech プロジェクトのホームページ: <http://www.lifetechboston.com/>

⁴⁰ Onein3 Boston プログラムのホームページ: <http://www.onein3boston.org/>

それから消費という観点からみると、学生及び教職員による直接的消費額が 38 億ドルであり、間接消費額等を合わせると総額は約 48 億ドルとなり、映画、観劇、音楽会、美術鑑賞及びレストラン等における活発な消費活動が市に消費税収入をもたらすと共に、活気をもたらしている。

また、大学などが提供する講義、コンサート、演劇及び学生スポーツイベントなどが全米及び世界各地から人々をひきつけているという面も見逃せないところである。

Onein3 Boston プログラムは、学生も含め、市の全体人口に占める 20 歳～34 歳の人口比率が 33%と、全米都市の中で 2 番目に高い比率であることから、この世代が楽しめるような街づくりをすることを通して市全体を活性化することを目的に始められたものである。

この世代に街づくりに積極的に参画してもらい、この街を愛してもらうことを目的に、雇用促進、コミュニティ形成等、19 もの特定分野に的を絞ったグループが様々な活動を行っている。

ウ ポストン地方開発団体 (BLDC)

BLDC は、BRA が資金提供と運営を監督している非営利団体であり、財務的支援を中心的な活動として、2 つのローン・プログラム並びに「劣位弁済債務プログラム」及び「ポストン・メインストリート地区プログラム」を実施している。

まず、ローン・プログラムとして、ポストン中小企業基金 (Boston Small Business Fund: BSBF) を利用した「マイクロ・ローン (Microloan)」が行われている。

このプログラムは、スタートアップや既存の中小企業に対して、5,000 ドルから 1 万 5,000 ドルの融資を行うもので、「マイクロ・ローン」からの融資を受けるために、企業は従業員数を増やすなどの方法で、地元への経済的貢献を行うことが将来的に求められている。

もう 1 つのローンプログラムは、「BLDC プログラム」で、ポストン市内、特にエンタープライズ促進コミュニティ (Enhanced Enterprise Community) や、連邦政府から指定されている強化地区⁴¹、そしてポストン・メインストリート地区 (Boston Main Street Districts) において事業を行う、または、それらの地域に移転し、ビジネス展開する中小企業を中心に、1 万 5,000 ドルから最高 15 万ドルのローンを提供している。

このローンによって企業は、事業展開のための新たな土地や機器購入を行ったり、既存の施設を拡張することができる。さらに、ローンは、リース資産の改修や運営資本の拡張にも利用できる。

⁴¹ ポストン市は連邦住宅・都市開発省によって 1999 年 1 月には強化地区 (Empowerment Zone: EZ) とも指定されている。これによりポストン市は、10 年間で 1 億ドル (年間 1,000 万ドル) を授与することになっており、現在までにおよそ 1,866 万ドルを連邦政府から受給している。ポストン強化地区は地理的にエンタープライズ促進コミュニティと同じとなっており、15 キロ平方メートルほどの面積をカバーしている。ポストン強化地区を監督するため、1999 年には非営利のポストン・コネクツ (Boston Connects, Inc: BCI) が設立され、地区内在住の市民 12 名と、市長によって任命された 12 名のメンバーによって運営されている。

「劣位弁済債務プログラム」は、劣位弁済債務⁴²（Subordinated debt）を利用して市内の企業に融資を行うことで、民間金融機関からの当該企業への信頼感を深め、民間からの支援を受けやすくすることを目的として実施されているものである。BLDC から融資を受けている企業は、民間金融機関からの融資を同時に受けることが可能となっている。1995 年以降、BLDC がボストン市内の企業に対して行った融資は 220 万ドルで、融資を受けた企業に対する民間からの融資額も 470 万ドルに上っている。融資を受けた企業のうち、およそ 6 割はボストン強化地区にある企業で、マイノリティや女性が経営者となる企業も全体の 7 割に及んでいる。

最後に、「ボストン・メインストリート地区プログラム」として、ボストン・メインストリート地区に指定されている合計 21 の地区において、技術的な支援（組織開発や戦略企画など）やグラント支給が実施されている。

「ボストン・メインストリート地区プログラム」では、市内で特に再開発が必要と考えられる商業地区や、歴史の面影が残る商業地区が対象となっており、地区内で事業を展開する人々や周辺の住民に必要な情報を提供することで、地域の商業化促進を目指している。

エ ボストン産業開発財務局（BIDFA）

1971 年に創設された BIDFA は、市内の中小企業や起業家の、機関投資家や個人投資家への紹介を主な活動としている。

中小企業や起業家が、施設建築・施設修復・機器購入のための現金確保を支援することで、市経済成長や雇用数増加を促進することが活動の目的となっている。BIDFA の活動の仕組みは次ページの図 3 に表している。まず、BIDFA は、非営利団体、教育機関、ヘルスケア機関、その他の営利企業、特に規模の小さい企業や個人を機関投資家に紹介することからプロセスを始める。

紹介を受けた機関投資家は、各企業や個人の信用調査（Credit Rating）を行い、投資を行うかどうか判断する。機関投資家が投資を行うと決断すれば、BIDFA が正式な投資契約書類作成を行い、投資額や条件などが確認される。

機関投資家からの投資によって得られた資金は、主に、施設建築や拡張、改装プロジェクトや、不動産・機器購入に利用されることが義務付けられており、ローン額は、最低 75 万ドルからとなっている。利息は各企業が機関投資家に支払う形になっており、返済の責任は全て各企業に帰属し、BIDFA は債務不履行などの責任を一切負わない。

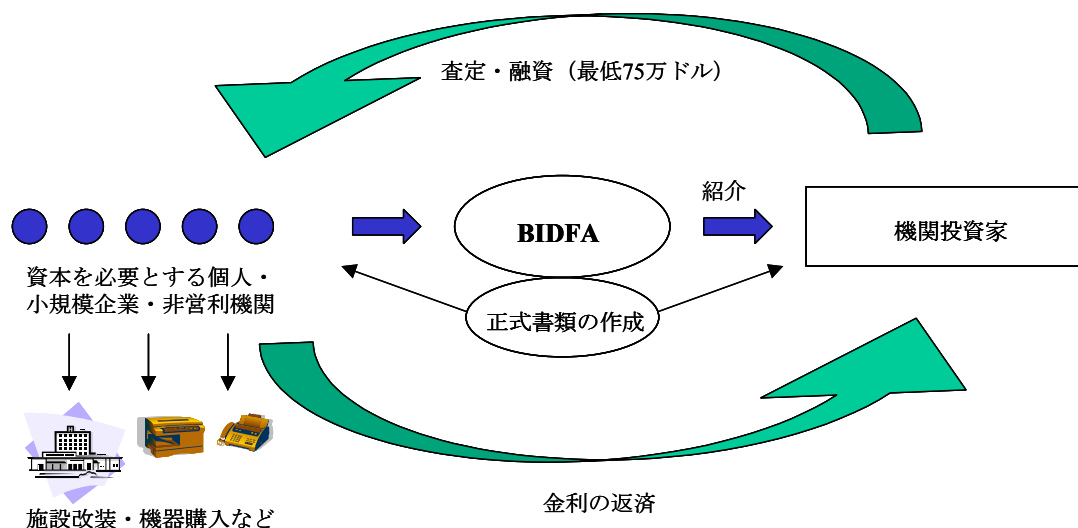
BIDFA は 1998 年以来、債券 100 枚（合計額 5,525 万 3,851 ドル）の発行と、1,453 の雇用創出に貢献している⁴³。ボストン再開発公団のディレクターであるフランク・トッチ氏（Frank Tocci）は、BIDFA の紹介によって発行された債券は課税の対象となっ

⁴² 「劣位弁済債務（Subordinated debt）」とは、弁済順位の低い債務、または担保などを必要としない、実質上は信頼だけで成り立っている借り入れを意味する。

⁴³ www.cityofboston.gov

ていないため、金利が低いものでも債券の購入をためらわない機関投資家が多い、と述べている⁴⁴。

図表 2 BIDFA の債権発行による市内経済活性化



出典：ワシントンコア作成

BIDFA が書類作成を行う債券プログラムは、以下のような 3 種類に分かれている。

①非営利機関への免税債

501 (c) (3)として認可されている⁴⁵ 非営利の教育・ヘルスケア機関や文化センターなどは、機関投資家に対して免税債を発行する。

投資の用途は、活動に必要な施設建築や改装、または機器購入と決められており、研究開発用施設建築や最新の医療機器購入、そして介護施設や高等教育機関施設の拡張や改装に利用されている。

②産業開発免税債

産業財生産者やその他民間企業が、機関投資家に対して、施設の新築、既存施設の拡張・改装、そして機器購入のための免税債を発行する。「産業開発免税債プログラム」に参加できる企業は、商品を生産する工場を有しており、さらに、免税債を利用して雇用を創出し、それを維持する可能性が高くなければならない。

⁴⁴ “Hurley is making bread, earning dough” Boston Business Journal, January 17, 2003.

⁴⁵ 501(c) (3)とは、内国税歳入局 (Internal Revenue Service: IRS) のコードであり、一般的には非営利の慈善団体を指す。それらの団体に寄付される資金は課税の対象とならないが、団体が出す利益は個人や資金支援者の所有となってはならない。また、このステータスを持つ機関は、ロビーイング活動など、法律制定に関ることができない。

③ 課税対象債

課税対象債は、501 (c) (3)のステータスを持たない営利の産業・商業機関を対象としている。この債権に伴う金利は連邦政府による課税の対象となっている。

BIDFA が行う債券プログラムへの連邦政府からの注目度・期待度も高く、例えば、2002 年 3 月、BIDFA の 30 周年記念会議では、ボストン連邦準備銀行（Federal Reserve Bank of Boston）の CEO であるキャシー・マイナン氏（Cathy Minehan）が、連邦政府が BIDFA の今後の活動に期待している意を述べている。さらに同氏は、新規雇用増加への貢献だけでなく、ボストン市内の労働者へのトレーニングを行い、労働者の技術力や生産性向上にも努めるとよいのではないかと提言している⁴⁶。

2 ボルチモア市

（１）都市の概要

野球選手ベーブ・ルースの出身地としても有名なメリーランド州ボルチモア市は、米国東海岸における海陸交通の一大拠点として長い間栄えてきた。

同市は、近年、それまでさびれつつあったインナーハーバー（内港）の再開発を通じて、数多くのハイテク企業の集積に成功しており、現在ではインナーハーバーは「デジタル・ハーバー」とも呼ばれるようになっている。

医療技術やヘルス・サイエンスの名門として名高いジョンズ・ホプキンス大学や、研究開発活動が盛んなメリーランド州立大学のキャンパスが市内にあることも、ボルチモア市がハイテクやバイオ企業を惹きつける要因となっている。

なおボルチモア市は、川崎市の姉妹都市でもある。

以下では、ボルチモア市で企業支援・ビジネス開発を担当するボルチモア開発社（Baltimore Development Corporation: BDC）の活動について触れた後、さらに、同市内の企業が適用を受ける、連邦・州政府による金銭的インセンティブについても最後に取り上げている。

（２）経済施策実施内容

ア 実施主体別内容

（ア）ボルチモア開発社

ボルチモア市における民間企業支援は、ボルチモア市が資金・運営面を管理する非営利団体である、ボルチモア開発社が主に担当している。

ボルチモア開発社は、それまで独自に企業支援を行っていた 3 つの非営利団体を合併して 1991 年に創設された機関で、地元経済基盤を強化することで、民間投資の増加、雇用の創出、税収入の拡大を目的としている。

ボルチモア開発社は様々な形で企業支援を行っているが、まず挙げられるのが企業への融資支援である。

⁴⁶ “Annual Meeting of the Boston Industrial development Financing Authority” March 20, 2002: <http://www.bos.frb.org/news/html/speeches/2002/032002.htm>

融資支援にも2形態あり、ボルチモア開発社が独自に融資プログラムを提供する場合と、公的機関（連邦・州政府など）や民間金融機関が提供するローンについて情報提供やコンサルティングを行う場合とがある。

しかしボルチモア開発社が実施している融資プログラムでは、問題が発生したケースもいくつかある。

例えば、2000年度、ボルチモア開発社は、教育サービス会社のシルバン・ラーニング・システムズ社（Sylvan Learning Systems）に対し、2005年6月までに1,800の雇用創出を前提に100万ドルの融資を行っている。しかし、2003年8月までに創出された雇用数はその15%にも満たない250に留まっており、ボルチモア市の会計監査役であるジョーン・プラット氏（Joan Pratt）は、ボルチモア開発社が融資の承認や将来の雇用創出数の予測を行う際、適切な分析が行われなかったのではないかと指摘している⁴⁷。

また、ウェブ・デザイン会社のアレキサンダー&トム社（Alexander & Tom）は、「事業拡大」のためのはずであった資金援助を受けたにもかかわらず、人員を35名から17名に削減している。しかしアレキサンダー&トム社は、同社がボルチモア開発社と交わした契約書に、「事業拡大」という記述がされていなかったことから、低金利の融資を受け続けており、問題となっている。

このような問題が頻発している原因は、ボルチモア開発社が、市の役員の承認なしで、融資活動や非現実的な雇用数の推測を行っていることや、外部による監査が行われていないためであると考えられている⁴⁸。

さらに、企業支援の他形態としては、企業に対して安い値段でオフィス・研究施設を提供するインキュベーション・サービスがある。

このサービスとして、ハイテク企業を対象とした「振興技術センター・プログラム（Emerging Technology Center: ETC プログラム）」と、環境にやさしい企業のみが入居できる「フェアフィールド・エコロジカル・ビジネス・パーク（Fairfield Ecological Business Park: FEBP）」の2つのプログラムを挙げることができる。これら2つについては、次において詳しく説明を行なうこととする。

イ 実施主体別内容

（ア）「振興技術センター・プログラム（ETC プログラム）」

「ETC プログラム」は、非営利機関のインキュベーション施設を設立し、インターネットや電話などの配線が完備されたオフィススペースや、技術的支援、ネットワーキングの場の提供など、ハイテクやバイオのスタートアップ企業が必要とするリソースを通常よりも低い価格で提供することを目的としたプログラムである。

現在、「ETC プログラム」では、表6の様な非営利のインキュベーション施設を3つ有している。これらのインキュベーション施設を利用する企業は、オフィススペースと事務サービスを共用することになる。また、ETC プログラムでは、入居企業の間のパー

⁴⁷ “Pratt ways city misled public on Sylvan loan” Baltimore Business Journal, August 1, 2003.

⁴⁸ “Job growth efforts under fire” Baltimore Business Journal, March 8, 2002.

トナーシップやジョイント・ベンチャーといった協力関係構築の支援だけでなく、入居企業と周辺の大学や研究機関との提携も推進している。

さらに、同プログラムでは、金融機関やコンサルティング会社とも提携しており、金融ではファースト・ユニオン銀行やドイツ銀行、法律・コンサルティングではプライス・ウォーターハウス・クーパーズ社や、アーンスト&ヤング社といった様々な分野の専門家によるサービスを入居企業に提供している。

現在「ETC プログラム」における入居企業は表 7 のとおり、製薬・バイオ企業や IT 企業など、合計 16 社あり、既にプログラムを卒業した企業も同じく 16 社となっている。

「ETC プログラム」に参加している企業は、このプログラムが企業の成長に果たした役割は大きいと認めている。例えば、デジタル火気探知機器の開発を行うアクソン X 社 (AxonX) の創設者であるジョージ・プリバロフ氏 (George Privalov) は、「ETC プログラム」が提供するインキュベーション施設では、配線完備のオフィスが利用できることや、必要な機器や会議室を他社と共用できること、そして将来の投資家となり得る人材と出会えることなどを、利点として挙げている⁴⁹。プリバロフ氏と同様、バーチャル・リアリティ技術を開発しているセンシックス社 (Sensics) の創設者であるマーク・シャピロ氏 (Marc Shapiro) も、「ビジネスを成立させる知識や資源にアクセスすることができる」ということを同プログラムへの参加を選んだ理由と述べている⁵⁰。

また、収益の伸びが著しい入居企業も多く、医療現場でのワイヤレス技術やヘルスケア・ソフトウェア開発会社のサラール社 (Salar) は、2001 年に 25 万ドルであった総収入が、2002 年にはおよそ 87 万ドルとなっている⁵¹。

同社は、地元のジョンズ・ホプキンス大学病院にワイヤレス技術を納入してきたが、今後はピッツバーグの医療機関やデューク大学病院などでも同社の技術が導入される予定となっており、さらなる売上額の増加が見込まれる。

⁴⁹ “Tech incubators come of age” Baltimore Business Journal, February 14, 2003.

⁵⁰ 同上

⁵¹ “When doctors go wireless” Baltimore Business Journal, November 29, 2002.

図表 6 「ETC プログラム」の3センター詳細

センター名称	バード・ライフサイエンス・センター (Bard Life Science Center)	振興技術センター (Emerging Technology Center)	ETC@ジョンズ・ホプキンス・イースタン (ETC @ Johns Hopkins Eastern)
センター所在地	ボルチモア市立大学 (Baltimore City Community College: BCCC) 敷地内	アメリカン・カン・カンパニー (American Can Company) 敷地内	ジョンズ・ホプキンズ大学イースタンキャンパス敷地内
センターの特徴	バイオ企業に特化したセンターで研究ラボが設置されている。3,420平方メートルの敷地に、現在 5 社が入居しており、入居企業は 18 ヶ月無償でセンター利用ができる。	ETCプログラムの事務本部を併設。航空宇宙局 (National Aeronautics and Space Administration: NASA) のゴダード宇宙飛行センター (Goddard Space Flight Center) の技術商業化オフィスと提携しているため、入居企業は、NASA の技術や情報にアクセスすることができるようになっている。	ジョンズ・ホプキンズ大学イースタンキャンパス敷地内に設立されたセンターで、大学及び他の地域研究機関が開発した革新的技術を商用化することを目的としたものである。

出典：ETC プログラムホームページを参考に作成

図表 7 「ETC プログラム」に参加している入居企業

企業名	事業内容
Accelera	教育ソフトウェア開発
AgentSmith, Inc	メディア業界用広告ソフトウェア開発
Alexander & Tom	IT/通信、E-ビジネス・ソリューション
AxonX	IT、デジタル火気探知機器
BioFortis	バイオ研究促進ソフトウェア開発
The Bio Technical Institute of Maryland	バイオ科学
Brassica Protection Products	バイオ製薬
D-Fusion	インターネット・ソフトウェア
Glows in the Dark	ウェブ開発
Greater Baltimore Technology Council	IT 促進
Interverant	ネットワーク統合サービス
Pioneer Biotechnology	診断学 (遺伝子レベル)、新薬開発
Salar	ヘルスケア業界用ソフトウェア開発
Sensics	ハードウェア
VISICU	集中治療室用 IT 技術
Zephan Biopharmaceuticals	抗がん剤開発、診断・治療学

出典：ボルチモア市ホームページを参考にワシントンコア作成

(イ)「フェアフィールド・エコロジカル・ビジネス・パーク (FFEBP)」

「FFEBP」は、ボルチモア開発社が運営する、環境にやさしい事業展開を進める企業だけが入居できる、約 5.3 キロメートルの敷地を持つビジネスパークである。

入居の要件は、①積極的な環境保護に務める企業ポリシーを有し、②環境を損なったり、人体に被害を及ぼす可能性のある事業展開を回避する企業に限られている。

ボルチモア開発社は、このような環境にやさしい企業を支援して、汚染の少ないビジ

ネス環境を作り出すことで、地域コミュニティと企業・産業の間の良い関係を維持することを目標としている。

現在「FFEBP」には、地元の中小企業から、シェル石油社（Shell Oil）や FMC コーポレーション（FMC Corporation）といった大手化学・石油企業などが複数入居しており、企業の年間収益は 200 万ドルから 5 億ドル、従業員数は 4 名から 250 名までと、企業規模に多様性が見られる。

表 8 では、「FFEBP」に拠点を置く代表的な地元企業を示している。

図表 8 「FFEBP」所在の企業例

企業名	事業内容
Delta Chemical	化学・排水処理
Quality Port Processors	加工
Griffith Consumers	石油
Klausmeyer Tire Company	タイヤ・スクラップ
SpaceMaker Systems	マテリアル
Aarid Enterprises	オフィス・一般引越し
Baltimore Scrap	鉄鋼スクラップ
Dext Company	食品
DMT Trucking	トラック運送
Inner Harbor Recycling	リサイクル
Seaboard Asphalt Products	化学・アスファルト
Mace Electric	電気・サービス
Petro Express Company	化学・石油
Stratus Petroleum Corporation	化学・石油

出典：FFEBP ホームページを参考にワシントンコア作成

（ウ）強化地区・エンタープライズコミュニティ

ボルチモア市街の一部は、連邦・州政府によって「エンタープライズコミュニティ」や、「強化地区」に指定されており、指定地域内で事業を行う企業には、連邦・州政府による税金面での優遇措置などといった金銭的なインセンティブが設けられている。

「強化地区」と「エンタープライズコミュニティ」では、連邦政府による免税措置が 3 種類、州政府による措置は 2 種類実施されている。

このプログラムは、既に前述したように、市プログラムではなく、連邦・州政府が主導して行なうものである。

a 強化地区雇用税額控除(連邦政府事業 3－1)

「強化地区雇用税額控除」とは、従業員を雇用する雇用者に対して、一定額の税額控除を雇用者に認めるものである。

1994 年から 2001 年まで、地区内の雇用者は、年収 1 万 5,000 ドル以上の従業員 1 人につき、年間 3,000 ドルまでの連邦税額控除を受けることができるが、その後は表 9 のように減少する。

図表 9 地区内税額免除のレート

年	税額免除 (%)	従業員 1 人当たり最高免除額
2002 年	15 %	2,250 ドル
2003 年	10 %	1,500 ドル
2004 年	2 %	750 ドル
2005 年以降	0 %	0 ドル

出典：ボルチモア市 URL を参考にワシントンコア作成

b 経費の税控除(連邦政府事業 3－2)

1993 年包括的予算調整法 (The Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993: OBRA) の 179 条に基づき、強化地区内で指定されている地区 (Qualified Zone Property) 内の雇用者は、1994 年以降に購入する指定地区内の土地や機器に限って、購入価格の最高 3 万 7,500 ドルまでを経費として課税対象外とすることができる。

また、指定地区内で価格が 40 万ドル以上となる土地を購入する際には、初年の課税額が減少される。

c エンタープライズコミュニティ施設債権(連邦政府事業 3－3)

連邦政府が指定しているエンタープライズコミュニティ内で事業を営む企業は、金利が課税対象とならない融資を受けることができる。

地区内の企業は、課税の対象とならない債券を発行することで、融資を業務とする金融機関以外にも、個人投資家や保険会社などによる融資も受ける可能性が高まることになる。

企業は債券発行によって得た資金を、商業用の施設建設や、機器や既存のビルを購入するために活用することができる。

企業はエンタープライズコミュニティにおいて、最高 300 万ドルまでの債券を発行できるが、全ての地区において発行した債券の合計金額は 1 社あたり 2,000 万ドルを超過してはならないと定められている。

また、エンタープライズコミュニティ施設債券を発行する条件として、企業はその一部（出張所も含む）がエンタープライズコミュニティ内に所在していなければならないとされている。

d 不動産税額控除(メリーランド州事業 2－1)

メリーランド州政府では、強化地区に不動産を所有する事業者に対して、10 年間に渡る不動産税額控除を認めている。

不動産税の控除額は、不動産の基本価値と、資金を用いて改善された施設の 1 年後の価格の差額の 8 割となっている。

税額控除の割合は、最初の 5 年間は 8 割であるが、この割合は以後 1 年ごとに減っていき、6 年目は 7 割、7 年目は 6 割、8 年目は 5 割、9 年目は 4 割、そして 10 年目は価格の差額の 3 割のみが税控除の対象となる。

例えば、基本価値が 4 万 3,500 ドルの不動産物件をある起業家が買ったとする。その後 1 年間、その起業家が改装工事や配線設備などを行い、同じ不動産物件は 1 年後

の価値が 8 万 7,000 ドルとなったとすると、その差額は 4 万 3,500 ドルとなり、その 8 割となる 3 万 4,800 ドルに不動産税の 5.9%をかけたものが、不動産税控除額となる。

表 10 のとおり、この場合、不動産税クレジットは 2,053 ドルとなり、これを本来支払うはずの税金 5,133 ドルから引いた 3,080 ドル ($5,133 - 2,053 = 3,080$) が、実際に起業家が支払う税金となる。

図表 10 不動産税クレジットの例

区分	初年	1 年後（現在）	差額
基本価値	4 万 3,500 ドル	8 万 7,000 ドル	4 万 3,500 ドル
税金（5.9%）	2,566 ドル	5,133 ドル	2,053 ドル

出典：ワシントンコア作成資料

e 不動産税額控除(メリーランド州事業 2-2)

メリーランド州が実施する雇用税クレジットは、エンタープライズコミュニティにおける新規雇用者に支払われる賃金について 3 年間税額控除を行うシステムである。

一般の従業員に対しては、新規雇用の際に 1 度だけ、従業員 1 人につき 1,000 ドルの税クレジットが企業に付与されるのみであるが、「経済的に不利（Economically Disadvantaged）」とみなされているマイノリティや女性を地区内で採用した際には、従業員 1 人につき、1 年目に 3,000 ドル、2 年目に 2,000 ドル、そして 3 年目に 1,000 ドルの税クレジットが付与される。

また、市内で特に経済開発が必要な地区として指定されている「フォーカス・エリア」と呼ばれる地区における雇用については、1 年目に 4,500 ドル、2 年目に 3,000 ドル、そして 3 年目には 1,500 ドルの税クレジットが付与される。

どの場合も、従業員は企業がエンタープライズコミュニティに移転した後に雇われていなければならない、1 週間最低 35 時間の労働を 6 ヶ月間以上行っていなければならない。雇用者が雇う人数に制限はないが、従業員には法律で定められた最低賃金の 1.5 倍の給料を支払うことが条件となっている。

3 サンディエゴ市

(1) 都市の概要

横浜市の姉妹都市であるサンディエゴ市は、製造・国防・観光・農業といった 4 産業が中心であったが、1990 年代より、バイオや通信、ソフトウェアといったハイテク産業も盛んとなっている。

米国のワイヤレス産業の中心ともなっている同市は「テレコム・バレー」という名前で呼ばれることもある。

またサンディエゴ市は、2025 年までに最も雇用の増加が見られるであろう 10 都市の 1 つといわれている⁵²。

⁵² サンディエゴ市経済開発局：

サンディエゴ市地域経済開発社（San Diego Regional Economic Development Corporation: EDC）は、市内における雇用の増加の要因として、カリフォルニア大学サンディエゴ校を始めとする大学や研究機関が多く、知的インフラが充実していることと、サンディエゴ市政府が「ビジネス・フレンドリー」で起業に最適な場所といわれていることを挙げている。

さらに、生活環境も比較的良好、フォーブス誌（Forbes magazine）は、2002 年の「ベスト・プレイス⁵³（Best Places）」としてサンディエゴ市を挙げている。このため、多くの企業がサンディエゴ市内で起業したり、他都市から移転してきている。

以下では、サンディエゴ市の企業支援を担当する経済開発局（Economic Development Division: EDD）、中小企業を専門に支援する中小企業オフィス（Office of Small Business）について取り上げた後、各種サービスを無料で提供する非営利の地域経済開発社を取り上げ、最後に低金利融資を中心的に扱うエムテック（Em Tek）についてまとめることとする。

サンディエゴ市では、連邦政府や州政府による支援も同時に行われているが、ボストン市やボルティモア市と同様の試みが多いため、ここでは省くこととする。

（２）経済施策実施内容

ア 実施主体別内容

（ア）経済開発局

サンディエゴ市における民間企業活動の支援は、市政府内の経済開発局が担当している。

経済開発局では、市内の事業活動が活発化することで市民の生活水準が向上することを狙っており、市の広報誌「ビジネス・マターズ（Business Matters）」上で様々な情報を告知している。

経済開発局は、以下のような 4 つの分野において民間企業支援プログラムを実施している。

a 事業拡大・ビジネス継続

経済開発局は、市内企業に対して消費税の一部払い戻しを行ったり、手続き支援を行うことで、企業の事業拡大や維持に貢献している。

消費税の一部払い戻しが行われるのは、「ビジネス協力プログラム（Business Cooperation Program）」と「ビジネス税クレジット（Business Tax Credit）」である。

カリフォルニア州では、州の基本消費税は 7.25%⁵⁴（うち 1.25%は各市に割り当てられる）となっているが、サンディエゴ市はこれよりも 0.5%高い 7.75%を市内の消

<http://www.sannet.gov/economic-development/glance/economy.shtml>

⁵³ フォーブス誌の「ベスト・プレイス」は、米国内の都市において、雇用率や平均年収、そしてハイテク企業のパフォーマンスなどを基準として選ばれている。また、2002 年の評価基準においては、前年の連続多発テロ事件の経済への影響なども考慮されている。

⁵⁴ カリフォルニア州では州の基本消費税よりも高い消費税率を各市・各郡が定めてもよいことになっている。

費税と定めている。

しかし、サンディエゴ市の消費税が他と比較して高いため、出費を減らすために税率の低い市への移転を考える企業が後を絶たない。

このため、同市では、「ビジネス協力プログラム」として、サンディエゴ市に支払われる消費税に対して毎 1 ドルにつき 25 セントの払い戻しを行うと同時に、「ビジネス税クレジット」として、同じく毎 1 ドルにつき 45 セント分のクレジットを企業に提供し、毎年の営業許可証更新費用をそのクレジットで支払うことが出来るようにしている。

さらに、事業拡大を行う企業に対しては、「ビジネス開発支援（Business Development Assistance）」プログラムとして、経済開発局より、事業拡大の際に必要な許可証の申請手続きの支援や相談受付などが行われている。

ビジネス開発支援の対象企業は、規模の大きな企業で、事業拡大によって、200 以上の雇用創出、または、50 万ドル以上の収益が創出される場合に限られる。

b 事業資産調達

経済開発局では、事業債（Industrial Bonds）の発行や直接借款（Direct Loans）も実施している。また経済開発局は、市内の企業が様々な機関から融資を受けられるよう、民間や非営利の金融機関との調整も行っている。

さらに経済開発局は、市内の金融機関に対して、平均収入の低い地域にある企業や、零細企業、マイノリティが経営者となる企業を育成するための特別融資プログラムを運用するよう働きかけている。

c 許可証取得などの支援

営業開始や工事開始に必要な許可証の認可に際する評価手法、または過去の記録などの情報を公開するのも経済開発局である。

情報を企業に公開することで、許可証申請の効率化や簡素化を進めている。さらに、同局では、特別な規制の対象となる事業（拳銃販売や飲食物工場など）⁵⁵に対しても、許可証所得に関して支援提供・相談受付を行っている。

d 技術開発

サンディエゴ市が実施している技術開発プログラムの運営主体は、経済開発局、または、経済開発局と提携している 11 機関⁵⁶である。

これら提携 11 機関はそれぞれの専門分野を活かしながら、インキュベーションサービスの実施やコンサルティングの提供、セミナー開催を行っている。

後述するエムテックもこれら 11 機関の 1 つとなっている。

⁵⁵ ただし、食品を扱う工場などの承認は、市の食品工場廃水プログラム（Food Establishment Wastewater Discharge Program: FEWD）が担当。

⁵⁶ 技術開発支援の 11 機関：BioCom、Center for Applied Competitive Technologies、EmTek、Front Door、San Diego MIT Enterprise Forum、San Diego Regional Technology Alliance、San Diego Technology Incubator、Technology's Perfect Climate、San Diego Software and Internet Council、Southwest Regional Technology Transfer Center、UCSD Connect。

(イ) 中小企業オフィス

サンディエゴ市政府では、経済開発局に加えて、中小企業支援を専門とする中小企業オフィスを設けている。

このような中小企業支援に特化した部署を設けている市はカリフォルニア州内ではサンディエゴ市のみとなっており、市内企業のうち 92% (約 6 万社) が中小企業である同市が中小企業の育成・支援を重視していることが伺える。

中小企業オフィスは、起業についての様々な相談に答えることから、営業許可証の申し込み準備の支援、そしてグラント提供などと、幅広い中小企業支援を行っている。同オフィスの主要プログラムとしては、「ビジネス改善地域 (Business Improvement Districts: BID)」内で事業を行う企業の支援と、「シード資本グラント・プログラム (Seed Capital Grant Program)」の 2 つを挙げることができる。

a ビジネス改善地域 (BID)

「BID プログラム」とは、特定の地区内で事業を行うスタートアップ企業複数が「BID」(地域商工会議所のようなもの)を設立し、中小企業オフィスに年会費を支払うことで、中小企業オフィスがプロモーションやイベント活動を代わりに行うというものである。

BID 設立までのプロセスは、図 5 に示すように、まず、企業が複数集まって BID プログラムへの参加を希望する旨の署名を行って、署名をサンディエゴ市議会に提出することから始まる。

サンディエゴ市議会が BID 設立を承認し、さらに、地域内にある企業の半数以上が書面にて反対の意を示さなければ、署名企業による「BID」が成立することになり、署名を行った企業がメンバーとなる。

BID メンバーとなった企業は、最低 40 ドルから最高 500 ドルまでの BID 参加料を中小企業オフィスに対して支払わなければならないが、参加料の金額は企業が独自に決定することができる。

中小企業オフィスは、各企業から回収した資金を取りまとめて、地域の開発プロジェクトやマーケティング活動を促進するために利用する。

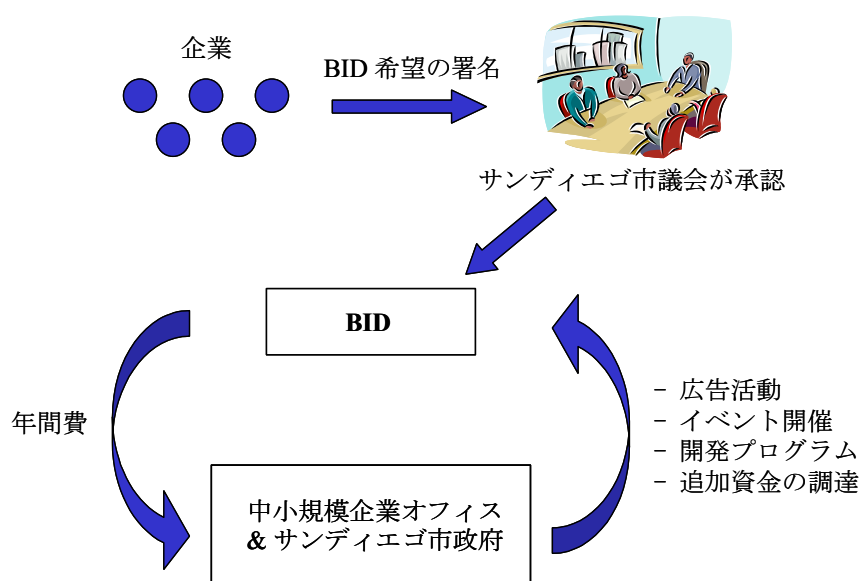
また、路上駐車料金やホテルなどにおける短期滞在税 (Transient Occupancy Tax) の一部も、BID 資金プールに繰り入れられている。

参加企業から集められた資金プールを用いることで、1 企業ではできないような大々的な広告活動 (インターネット上でのクーポン配布やパンフレット配布) やイベント開催 (ファーマーズ・マーケットや祝日のフェスティバルなど) を行うことが可能となる。

また、市がこのような BID の売込みを行うことで、地域に企業が移転し、オフィス空室率が減少したり、多種多様な企業が集中したりして、BID の周辺地域経済が促進することが期待されている。

現在、サンディエゴ市内には 19 の BID が存在しており、メンバー企業数は 1 万 1,000 社に上っている。

図表 3 BID の仕組み



出典：サンディエゴ市 URL を参考にワシントンコア作成

b 「シード資金グラント・プログラム」

「シード資金グラント・プログラム (Seed Capital Grant Program)」は、中小企業オフィスが、中小企業諮問委員会 (Small Business Advisory Board) と共同で実施しているプログラムである。

中小企業諮問委員会とは、サンディエゴ市長や市議会に対する諮問機関で 1982 年に設立されたものである。

委員会を構成するのは 12 名の委員で、連邦中小企業庁職員や中小企業経営者、金融・保険関連企業の役員などから選出されている。

「シード資本グラント・プログラム」は、中小企業支援活動を行っている団体に対してグラントを提供しており、中小企業への直接的な資金提供は行っていない。

グラントを現在授与している機関は 6 団体で、中小企業における事業の国際化を促進するアジア・ビジネス協会 (Asian Business Association) や、同性愛者の市場についてセミナーなどを開催している GREATER・サンディエゴ・ビジネス協会 (Greater San Diego Business Association) などとなっている。

中小企業オフィスから提供されるグラント金額は、各団体が中小企業支援プロジェクトに利用する総額のうち 3 分の 1 となっている。

(ウ) サンディエゴ地域経済開発社 (EDC)

サンディエゴ地域経済開発社は、1966 年に創設された非営利機関で、民間投資機関やサンディエゴ市政府から資金援助を受けている。

地域経済開発社に対する民間からの寄付は、機関の規模によっても異なるが、およそ 1,500 ドルから 10 万ドルの単位で行われている。

地域経済開発社は、地元企業に対して、情報提供やコンサルティング、トレーニング実施などのサービスを無料で提供しており、企業の事業拡大や市内への移転を支援することで、市内企業の事業競争力の強化を狙っている。

地域経済開発社のサービスを利用するのは、規模が大きめで成長率の高い企業が多い傾向が見られる。

同団体が行うサービスは以下のとおりであるが、これらのサービスを提供する際に得られた企業情報は全て秘密情報として取り扱われており、企業側は、事業計画や技術などの企業機密が漏れることを心配する必要がない。

- ・ 移転先選択に関する支援・アドバイス
- ・ 特定の地区におけるインセンティブやその他納税に関する情報
- ・ 地方自治体や地元企業など、必要な連絡先
- ・ 人口統計・賃金・経済状況のデータ
- ・ 地方政府が企業に義務付けている各種申請・手続きに関する相談受付
- ・ 従業員トレーニングや人材派遣

サンディエゴ地域経済開発社は、2003 年度、米国商務省により、「地域競争力強化 (Enhancing Regional Competitiveness)」分野の経済開発優秀賞 (Excellence in Economic Development Award) を表彰されている。

この賞は、毎年画期的な方法で地域経済の活性化を行う団体に与えられており、サンディエゴ地域経済開発社の受賞は、その研究開発を基盤とした、市場主導の経済開発が評価されたことによる。

(エ) エムテック (EmTek: Emerging Technologies)

エムテックは、ベンチャーキャピタルからの投資を受けることができるほどの市場価値がまだない企業であるものの、潜在的可能性を持つ中小企業を資金面で支援するため設立された基金で、このような企業に対してリボルリング・ローンを提供している。

エムテックは、サンディエゴ市の経済開発局と、非営利団体のヤコブス非営利イノベーションセンター (Jacobs Center for Nonprofit Innovation: JCNI) が共同で運営しており、役員会は民間企業からのボランティアによって構成されている。エムテックの代表的な商品は製造能力の向上などを目的とした運営資本調達で、これは 25 万ドル以下のローンを、通常よりも低金利 (8%) で最高 5 年間提供するというものである。

エムテックは、2002 年 11 月の時点で 13 社に対し、合計額 200 万ドル以上の融資を行っており⁵⁷、現在のエムテック資産価値は、サンディエゴ市政府に加え、連邦政府の経済開発庁や地元の金融機関による資金支援も受けているため、250 万ドルとなっている。

エムテックから資金支援を受けることのできる企業は、連邦中小企業庁による「中小

⁵⁷ “SD program a funding option for new firms” San Diego Business Journal, November 18, 2002.

企業」の定義⁵⁸にあてはまり、雇用創出の可能性が高く、弁済能力があると判断された企業に限定されている。連邦中小企業庁における「中小企業」の定義は以下のようになっている。

- ・製造業・鉱業においては従業員が 500 人以下
- ・卸売業においては従業員が 100 人以下
- ・小売り・サービス業においては年間総収入が 600 万ドル以下
- ・一般・建設業においては年間総収入が 2,850 万ドル以下
- ・特殊貿易企業（Contractor）においては年間総収入が 1,200 万ドル以下
- ・農業においては年間総収入が 75 万ドル以下

また、エムテックの受給権利は、サンディエゴ市だけではなく、サンディエゴ郡⁵⁹に位置する企業にある。

また、受給を希望する企業は、以下のような情報を提出しなければならない。

- ・現在の市場データ、競争力の分析、市場戦略、管理職員の履歴・職務経歴書
- ・5 年間の販売などの見積もり（1 ヶ月ごとの予測を記述）書と、それを証明する金融関連の書類
- ・融資の額と同額の資本を確保していることを証明する書類
- ・過去の売り上げ・契約の証明、戦略上提携している企業のリストなど
- ・財務諸表と所得税申告書

エムテックによる融資を受けるために企業は、規定の申請書と必要な書類を送付しなければならず、審査から受給決定までにかかる時間はおよそ 90 日となっている。エムテックが最初に融資を行った会社は自動光学検査装置（Automated Optical Inspection: AOI）技術開発のベクトロン社⁶⁰（Vectron, Inc）で、同社には 22 万 5,000 ドルのローンが付与された。ベクトロン社の創設者兼 CEO であるジョー・ビレラ氏（Joe Vilella）は、「自社が最も資金を必要としていた時にエムテックによる融資を受けたことにより、プロトタイプの開発が実現し、他の多くの投資家を惹き付けることができた。会社の今があるのもエムテックのおかげである」と、プログラムを絶賛している⁶¹。

同社は後に、プエルトリコ政府による 500 万ドルの融資を受け、エムテックに融資額全額を返済している。さらにエムテックは、ベクトロン社から発行されていた新株引受

⁵⁸ 連邦中小企業庁ホームページ： <http://www.sba.gov/businessop/standards/smallbus.html>

⁵⁹ サンディエゴ郡に属する市：カールスバッド市（Carlsbad）、チュラビスタ市（Chula Vista）、コロナド市（Coronado）、デルマー市（Del Mar）、エルカホン市（El Cajon）、エンシニタス市（Encinitas）、エスコンディード市（Escondido）、インペリアル・ビーチ市（Imperial Beach）、ラメサ市（La Mesa）、レモン・グローブ市（Lemon Grove）、ナショナル・シティー市（National City）、オーシャンサイド市（Oceanside）、ポウエイ市（Poway）、サンディエゴ市（San Diego）、サンマルコス市（San Marcos）、サンティー市（Santee）、ソラナ・ビーチ（Solana Beach）、ビスタ市（Vista）

⁶⁰ <http://www.vectroninc.com/index.html>

⁶¹ “SD program a funding option for new firms” San Diego Business Journal, November 18, 2002.

権証書⁶²を売却し、11 万 5,000 ドルの投資リターンを得ている。

1997 年以降、エムテックにおいて貸付返済不能のケースはない⁶³。

⁶² 新株引受権証書とは、債権などと一緒に発行されることが多い証券で、証書の保持者は特定の価格（通常の場合は発行時の市場価格よりも高く）持ち分に比例した数の普通株を購入する権利を持つ。企業が買収された場合などは、証書の保持者が証書を売却することができる。

⁶³ “SD program a funding option for new firms” San Diego Business Journal, November 18, 2002.

【参考文献及び参考HP】

第1章 米国における企業の実態及び用語の定義について

- 1 SBA（中小企業庁）のホームページ：

<http://www.sba.gov/ADVO/research/data.html>

第2章 連邦政府及び州政府による経済振興施策について

- 1 経済産業省のホームページ：

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/downloadfiles/Business_environment_prom_div/CLUSTER.html

- 2 EDA（米国経済開発局）のホームページ：<http://www.eda.gov/>

- 3 HUD（米国住宅局）のホームページ：<http://www.hud.gov/>

- 4 NCSL（全米州議員連盟）のホームページ：<http://www.ncsl.org/>

- 5 「A REVIEW OF STATE ECONOMIC DEVELOPMENT POLICY」 March 1998 NCSL TASK FORCE TEAM

第3章 地方自治体（市）による経済振興施策について

- 1 「FEDERAL POLICY TOWARDS STATE AND LOCAL ECONOMIC DEVELOPMENT IN 1990S」 Upjohn Institute Staff Working Paper93-17, March 1993 2nd Printing

- 2 BRA（ボストン再開発公社）のホームページ：

<http://www.cityofboston.gov/bra/econdev/EconDev.asp>

- 3 ワシントンコア調査資料より抜粋

【執筆者】

ニューヨーク事務所 所長補佐 戸井 裕次郎

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状についてー企業支援施策を中心にー	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加ー交通計画における合意形成手法ー	2005/7/12
第264号	米国における災害対策ー地方政府内外で行政機関の連携ー	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画ーその制度と現状ー	2004/6/30
第256号	米国のEガバメント	2004/6/7
第255号	オーストラリアの政府間財政関係概要	2004/5/28
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティー協議会(ネイバーフッド協議会／近隣協議会)	2003/6/26
第246号	米国における地方公務員制度	2003/6/26
第245号	米国の州および地方団体の選挙	2003/6/16
第244号	大韓民国の第16代大統領選挙	2003/6/16
第243号	韓国電子自治体とIT施策2003	2003/6/16
第242号	中国の地方行政改革	2003/6/6
第241号	英国の電子自治体	2003/3/24
第240号	シンガポールの都市計画ーコンセプトプラン2001を中心にー	2003/3/19
第239号	オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用	2003/2/28
第238号	オーストラリアのIT施策	2003/2/6
第237号	シドニーオリンピックの概況と波及効果	2003/2/6
第236号	大韓民国の2002年統一地方選挙	2002/11/21
第235号	オーストラリア自治体の公務員制度	2002/11/18
第234号	オーストラリア州政府の公務員制度	2002/11/18
第233号	ベトナムの行政改革	2002/9/27
第232号	シンガポールの緑化政策	2002/9/27

CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。